

裁判所に持ち込めないものの代表例

銃器, 刃物等の凶器, 爆発物

【例】

- × 猿銃, 空気銃などの銃器(模造物を含む。)
- × 包丁, ナイフ, 日本刀
- × カッター, はさみ, カミソリ, 缶切り, ペーパーナイフ
- × ガスボンベ, スプレー缶, 火薬類, ガソリン・灯油等の燃料類
- × ヌンチャク, スタンガン, 警棒, 催涙スプレー, 木刀

※法令違反の疑いがある場合には、警察に通報します。

写真機, 録音機

【例】

- × カメラ, レコーダー

※ これらのものは、裁判所(敷地を含む。)では使用することができます、原則として持ち込むことができません。ただし、かばんや収納ケースにしまっていただければ、持ち込むことができます(撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は、それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。)。

※以上のほか、旗、のぼり、プラカード、拡声機等の持込み及びはちまき、ゼッケン、腕章等を着用しての入庁もできません。